

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

昭和 45 年から 46 年ごろに、市役所から国民年金に関する通知が届いた。それには「今なら国民年金の未納期間について、さかのぼって納付することができる。」と書かれていたので、申立期間について保険料を納付することにした。

保険料額については覚えていないが、当時の私にとっては大きな金額だったので、母親に借金をしたことを覚えている。

申立期間について、記録を調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張する時期は、特例納付が実施されていた時期である上、申立期間において申立人は強制加入被保険者と記録されており、特例納付が可能である。

また、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達前の平成 8 年*月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い上、申立人の妻も昭和 36 年 4 月から 60 歳到達前の平成 12 年*月までの国民年金加入期間に未納は無いことから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金手帳の検認印で確認できる範囲では納付期限に遅れることなく保険料を納めており、昭和 45 年の時点で申立期間以外に未納は無く、年金に関する何らかの案内があるとすれば、申立人の主張のとおり特例納付に関するものと考えられ、市役所からの案内をきっかけに未納期間について特例納付したとする主張は不自然ではない。

加えて、申立人は、特例納付期間当時は、大工をしていて収入が低かったこともあり、特例納付をするために必要なお金を母親に借り受けたと述べているところ、申立人の妻が「姑さんしゅうとめにお金を借りて納付したという経緯から、特例納付したことをよく覚えている。」と証言するなど、申立内容の全体を通じて申立人の主張に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで

私は、町内会の総代に勧められ、昭和 45 年 1 月の入籍時あるいは遅くともその年の 4 月までには国民年金に加入し、家族の国民年金保険料と一緒に町内会の集金で 250 円又は 300 円の保険料を町費と合わせて納付していた。申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、「家族の保険料と一緒に町内会の集金で納付していた。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 3 月 1 日に払い出されており、この時点で、申立期間の国民年金保険料は、集金により現年度納付することが可能であり、申立人の主張に不自然さはない。

また、国民年金被保険者名簿によると、保険料の納付日が確認できる期間において、同居していたとする夫、義母及び義弟の保険料は申立人と同一日に納付されていることが確認できるとともに、それら家族の申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 9 か月と短期間である上、申立人は申立期間において納付していた保険料額を 250 円又は 300 円と記憶しているところ、これは当時の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和24年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月8日から同年6月1日まで

昭和24年4月か5月ごろに、A社D工場から同社B工場に転勤した。異動後の24年5月8日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険の記録が欠落しているのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社D工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められ、同社B工場における資格取得日については、同社D工場における資格喪失日と同日の昭和24年5月8日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月12日から43年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年6月12日、資格喪失日に係る記録を43年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から43年8月1日まで

会社を辞める時、年金手帳を返却してもらった。厚生年金保険の番号が基礎年金番号に統合される前にもらった書類には、A社の年金記録も記載されていたことを覚えているので、番号統合前の記録をもう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB健康保険組合の被保険者記録及びA社から提出された社員名簿により、申立人は、昭和42年6月12日に同社に入社したこと、及び43年8月1日に健康保険組合の組合員資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人から氏名の挙がった業務内容の同質性の高い同僚2名には厚生年金保険の記録が確認できる。

さらに、複数の同僚の記憶する同社の従業員数が、申立期間当時の同社の厚生年金保険被保険者数とほぼ一致することから、同社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、当時の事務担当者は、「正社員は厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、事業主は、「当社の社員名簿に、正社員として申立人の氏名が記録されている。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和42年6月12日から

43年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間に係るB健康保険組合の健康保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としているが、申立期間に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、申立人に係る資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年6月から43年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年3月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月20日から同年4月1日まで
ねんきん特別便が届き、B社における厚生年金保険の被保険者期間が1か月欠落していることがわかった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、B社から提出された在籍期間証明書及び同社からの回答により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（同社C事業所から同社A事業所D出張所（厚生年金保険の適用事業所名は、A事業所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人から提出された辞令によると、申立人は、昭和20年3月19日付けでB社A事業所D出張所への異動を命ぜられており、同社は「昭和20年3月19日が発令日のため、同日からA事業所D出張所の所属となる。」と回答していることから、申立人のA事業所における資格取得日は、C事業所における資格喪失日と同日の20年3月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和20年4月の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月1日から同年11月1日まで

私は、大学を卒業し、昭和36年4月1日付けでA社に新卒入社した。同社からB社へ転勤した際に、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間が生じているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主からの回答文書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和36年11月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和36年6月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年5月28日）及び資格取得日（同年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月28日から同年7月1日まで

私は、昭和44年4月にA社に就職し、48年1月に同社を退職するまで継続して勤務していた。途中の記録が欠落しているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和44年4月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年5月28日に資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録及び複数の上司の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社の代表取締役は、「厚生年金保険に加入するかしないかは従業員の選択によらず、勤務期間は全員加入させていた。」旨を証言しており、申立人と同じ職種である同僚については、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は途切れることなく継続していることが確認できる。

さらに、A社においては、被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している者も散見されるが、これらの者の中には、同社における被保険者記録の無い期間にほかの事業所において被保険者資格を取得している者が複数いること

から、継続勤務が認められる申立人とは事情が異なるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の代表取締役は不明としており、また、同社の事業を引き継いだ事業主は所在不明のため確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年5月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月から同年5月まで
会社を退職直後は国民年金の加入手続をしなかったが、結婚した後に元夫と区役所に行き国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の窓口で5、6万円の国民年金保険料を納付した。未納となっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を退職後すぐには行わず、婚姻後、国民年金第3号被保険者の届出と同時に行ったとしているところ、申立人の国民年金関係届書の届出年月日が婚姻後である平成12年8月*日となっており、申立人の主張と一致する。

しかし、申立人は、加入手続を行った際に区役所窓口で国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、届出を行った時点で、申立期間のうち平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、社会保険事務所（当時）で納付すべきところ、申立人は「社会保険事務所で納付した記憶は無い。」と述べている。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、国民年金の加入及び納付の手続は元夫が行っており、申立人自身は直接関与しておらず、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 858 (事案 670 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 5 月までの期間及び 58 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 46 年 5 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

前回の申立てで、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと通知されたが、私は平成 21 年 3 月 23 日に、A 社会保険事務所 (当時) において昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間について納付と記録された資料を見た。

申立期間の一部ではあるが、資料にて納付済みとなっているのを見たので前回の申立てに対する結果に納得することはできない。再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号の払出日から、昭和 46 年 5 月 12 日ころに国民年金の任意加入手続を行ったと推認できること、申立人が保険料納付の際に使用していたと述べている検認台紙について、B 市役所から使用を否定されていること等、また、申立期間②に係る申立てについては、国民年金の被保険者資格を喪失していること等により、国民年金に未加入であることを認識していた市役所が、納付書を発行し保険料を収納することは考え難いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 9 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成 21 年 3 月 23 日に A 社会保険事務所 (当時) を訪れた時に、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間が納付と記録された自分の資料を見たところ、同行した申立人の子は、C 市役所で「納」の印が多数押されている資料を見た旨の証言をしている。その事について、

A年金事務所及びC市役所において保有している国民年金被保険者の納付記録に係る資料等を入手し、調査した結果、申立人が見たと主張している資料は、C市役所で保管する国民年金被保険者名簿であったと推認でき、同名簿においては当該期間について納付の記録が無い上、申立人の「納付記録が無いのは、平成21年3月23日以降に資料の差し替え又は作り替えがあったからだ。」との主張を裏付けるような形跡もうかがえない。

以上のことから、申立人の再申立てに係る主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成9年3月の国民年金保険料の納付記録について、A社会保険事務所（当時）に照会を申し出たところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

平成9年9月19日に未納とされていた同年3月から同年7月までの国民年金保険料を一括でB町役場にて納付し、以降は口座振替にて納付しており、わざわざ申立期間の1か月のみ未納にすることは考えられない。

申立期間について、保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年9月に同年3月から同年7月までの国民年金保険料を一括でB町役場にて納付したと述べているところ、申立人の母が記入していた家計簿には、現年度保険料に当たる平成9年4月から同年7月までの国民年金保険料を一括で納付した記録があるものの、申立期間の国民年金保険料については納付した記録がない。

また、申立人は納付に関して関与しておらず、実際に納付したとする申立人の母の記憶もあいまいであり、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

さらに、納付時期である平成9年9月の時点では申立期間の保険料は過年度保険料にあたり、B町役場に確認したところ、同役場では過年度保険料を収納しておらず、申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、このころ、事務処理の機械化が図られ、記録漏れ及び誤り等は考え難い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、自営業であったので、国民年金制度ができた際に良い制度ができたと思い早速加入した。保険料は当初 100 円で、のちに 500 円となったと記憶しており、毎月納付したと思う。途中で未納期間ができるようなことはないと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、申立人の弟と連番で昭和 37 年 1 月 10 日に払い出されていることから、国民年金制度ができて早速加入したとする申立人の主張とおおむね符合する上、36 年 4 月から 43 年 2 月までの期間については、申立人及びその弟は、保険料の納付済期間及び納付日が一致していることから、申立人及びその弟が一緒に保険料を納付していたと推認される。

しかしながら、申立期間①については、A 市が保管していた被保険者名簿において、申立人及びその弟は、いずれも昭和 36 年度欄に「時効消滅」との記載があり、兄弟ともに未納となっていることから、納付期限を超えたため、時効により保険料を納付できない期間として処理されたものと考えられる。

また、申立期間②については、A 市が保管していた被保険者名簿において、申立人の弟に加え夫婦そろって未納期間となっており、申立期間②より前の期間は申立人の弟と、後の期間は申立人の弟及び申立人の妻と、それぞれおおむね同日に納付していることが確認できることから、申立人のみ申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 44 年 3 月まで

亡くなった夫と共に A 市役所に婚姻届を提出した際に、市役所の職員から国民年金に加入していないことを言われ、夫婦一緒に国民年金に加入した。その後、夫が、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 4 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち 42 年 1 月から同年 12 月までの保険料は、時効により納付することができない上、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納となっており、夫婦の国民年金手帳記号番号の払出しの前年度となる昭和 44 年度の保険料は夫婦共に納付済みとなっていることから、申立人の夫は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、市役所で現年度納付することが可能であった 44 年度について夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したものとするのが自然である。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫は死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 862

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 42 年 3 月まで

私の生家は、自営業を営んでおり、父が私の国民年金への加入手続を行い、集金に訪れていた A 市 B 区の職員に家族全員分の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。両親と生計を一にして家族で納付していながら自分だけ未納であることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 5 月 9 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち 39 年 7 月から 41 年 3 月の期間は時効により保険料を納付することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、A 市が保管していた申立人の被保険者名簿によると、昭和 43 年 4 月 24 日に国民年金被保険者資格取得届を提出した旨の記載があることから、申立人の父は、国民年金手帳記号番号の払出しに伴い 1 年間のみ過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、生計を一にしている家族は保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人の家族の中で国民年金に加入していた者は申立人の母親のみであり、申立人の母親の申立期間の保険料が納付済みとなっていることをもって申立人の申立期間における保険料の納付を推認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月ごろから同年 7 月 5 日まで
私は、昭和 48 年 1 月ごろに A 市の B 町にあった C 職業紹介所の紹介で、D 社に経理部長あるいは総務部長として就職した。D 社に勤務していた期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している D 社における複数の同僚が、申立人が申立期間において同社に勤務していたと証言している一方で、申立期間において、総務部長として勤務していた者は、「中途採用者の面接には必ず立ち会っていたが、申立人のことは記憶していない。」とも証言している。

また、申立人は「経理部長あるいは総務部長として就職した。」と主張しているものの、複数の同僚の証言では、申立期間における総務部長は前述の証言をした者であり、経理部長も申立人とは別に存在している上、当該経理部長も申立人を記憶していない。

さらに、申立人が主張する「C 職業紹介所」は、同僚の証言等から、管理職専門に就職をあっせんしていた機関であったことがうかがえるが、申立人以外に「C 職業紹介所」のあっせんで、D 社に就職した者は確認できない上、前述のとおり、総務部長は申立人を面接した記憶が無く、申立人も「社長の面談を経て入社した。」としていることから、申立人はほかの一般的な従業員とは入社経緯が異なっていたと考えられる。

加えて、申立人が直接業務の指揮命令を受けていたとする専務は、オンライン記録により、D 社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、ほかにも厚生年金保険に加入していない役員が確認できることから、申立期間において、同社で一定の役職に就いていた者は、必ずしも厚生年金保険に加入し

ていなかった状況がうかがえる。

また、D社は、昭和 50 年 11 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も既に他界していることから申立人の同社における厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月1日から同年6月1日まで
② 昭和20年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

A社には、中学校を卒業した昭和19年3月から20年8月末日まで勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の証言から、申立人は昭和19年3月ごろにA社に入社していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に昭和19年3月に中学校を卒業した直後にA社に入社し、同年6月1日に資格を取得している同僚は、「同期の同僚も、19年6月1日に資格を取得しており、当該同僚は、詳細は不明であるが試用期間があったかもしれないと話している。私も同様に試用期間があったと思っている。」と証言している。

また、A社の共同設立会社であるB社（現在は、C社）の社史によると、申立人が勤務していた地区の工場について、「昭和18年9月に工場発足、19年6月に工場完成・一部操業開始」と記載されており、工場完成に伴い、本格的に稼働したものと考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿上、申立人が記載されているページの25人全員が昭和19年6月1日に資格を取得しており、複数の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同払出簿の記録とも一致していることから、当時、A社では申立人のように中学校を卒業後すぐに入

社した者については、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えるのが相当である。

申立期間②について、申立人と同様にA社において昭和20年8月31日に資格を喪失している同僚は、「終戦後の20年8月は、A社の物資が無くなり、作る物が無かったので、毎日会社に出社していたのではなかった。同年8月末ごろに退職したと思うが、いつ退職したか憶えていない。」と証言している。

また、A社の同僚37人の資格喪失日を確認したところ、昭和20年8月31日に資格を喪失している者が8人いたが、同年9月1日に資格を喪失している者はいなかった。

さらに、A社の共同設立会社であるD社（現在は、E社）及びC社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険料を控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から同年9月ごろまで
② 昭和23年9月ごろから26年5月5日まで

A社の工場が昭和23年1月に閉鎖となったため、同社の工場長の紹介で工場閉鎖の翌月からB社に入社した。

B社に半年ほど勤務した後に退職し、すぐに友人の紹介で自宅近くのC社D工場に就職し、昭和27年7月まで勤務したはずである。

しかし、厚生年金保険の記録は、私が実際に勤務していた期間とは大きく時期がずれているので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間よりも前に勤務したとするA社における厚生年金保険の記録は、申立期間①及び②の期間と一部重複する。

また、申立期間①について、申立人は、「前職であるA社の工場が閉鎖となったため、工場長の紹介でB社に入社した。」と述べているが、申立人は、オンライン記録により、A社において3回被保険者資格の取得及び喪失を繰り返しており、申立人の同社における最後の厚生年金保険の資格喪失日は昭和25年4月26日となっていることが確認できる。このことについて、同年4月25日にA社における厚生年金保険の資格を喪失している複数の同僚は、「同社工場の閉鎖により退職した。」と供述していることから、申立期間①の前にA社の工場が閉鎖されたとは考え難い。

さらに、自身について、「A社の工場が閉鎖となったため退職し、その後B社に就職した。」と述べている同僚の、B社における厚生年金保険の資格取得日は昭和26年1月20日であり、申立人の記録と一致する。

加えて、B社は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間に

における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、同僚からも申立期間①において、申立人がB社に勤務していたことを推認できる証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人のC社D工場に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和26年5月5日となっており、申立期間②のうち一部の期間については、申立人が同社の前に勤務していたとするA社及びB社における厚生年金保険の記録が確認できる。

また、申立人は、「友人の紹介でC社D工場に就職した。」と述べているところ、当該友人の同社における資格取得日は申立人と同日の昭和26年5月5日であることが確認できる。

さらに、C社D工場を後継した事業所は、当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、同僚からも申立期間②において、申立人がD社C工場に勤務していたことを推認できる証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月20日から27年7月26日まで
② 昭和28年3月26日から同年4月1日まで

昭和20年3月から28年3月末まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録は27年7月26日から28年3月26日までとなっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は終戦前後の時期における事業所の状況について具体的な記憶を有していることから、申立人が昭和20年ごろからA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年2月1日であり、申立期間①のうち、20年3月20日から24年1月31日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、事業主の親族で申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶している者は、「申立人が昭和20年代の後半に在籍していたことは記憶しているが、申立人が勤め始めた時期や在籍期間までは分からない。」としている。

さらに、オンライン記録により、申立期間にA社において被保険者資格を有していたことが確認できる同僚全員が連絡先不明又は死亡のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は昭和 58 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失して、同日において厚生年金保険に加入しているはずであるが、A社における厚生年金保険の資格取得日が同年 12 月 1 日となっている。同年 10 月 1 日から勤務し、給料より厚生年金保険料を引かれていたはずであるので、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 10 月 1 日に国民年金の資格を喪失しており、誕生日にはA社に在籍していたと主張しているが、申立人の申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日に係る記録は一致している。

また、当該事業所は、昭和 60 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱い、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所での資格取得日は昭和 58 年 12 月 1 日であることが確認でき、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 26 日から 49 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月まで、A社で勤務していた。申立期間については、役場で国民年金保険料は納付していないので、同社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入状況について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容及び所在地を具体的かつ詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本で確認できるA社は、オンライン記録によると、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当該登記簿謄本における同社の当時の役員の連絡先も不明であり、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立事業所と同一名称である事業所8社については、オンライン記録では申立期間において適用事業所として確認できるものの、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。